

建設発生土受入地一覧表の掲載申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市が発注する建設工事から発生する土砂のうち、工事間流用ができない土砂を搬出する場合の候補地として、建設発生土受入地一覧表(以下「一覧表」という。)に掲載する申請について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に発生した土砂(浚渫土を含む)をいう。
- (2) 「建設発生土受入地」(以下、「受入地」という。)とは、建設発生土を受入れ、その有効利用と適正処理を目的とするもので、廃棄物最終処分場及び砕石場・砂利採取跡地等の土砂埋立地(工事箇所、土質改良プラントを除く)をいう。
- (3) 「事業者」とは、この要領に基づき申請した者のうち一覧表に掲載された者をいう。
- (4) 「事業区域」とは、受入地の区域(進入路等を含む)をいう。

(申請対象)

第3条 掲載申請の対象受入地は、土砂埋め立て等を行う土地の面積が3,000㎡を超え、その所在地が北九州市域内にある受入地とする。

ただし、平成20年度に「建設発生土の最終処分場指定に関する要綱」による指定を受けた北九州市域外の処分場で、継続的に受入が可能と見込まれるものは申請対象とする。

(申請)

第4条 一覧表への掲載を希望する者は、次の書類を技術監理局長に提出しなければならない。

ただし、第5条に該当するものからの申請については、受付けないものとする。

- (1) 申請書(様式一1)
- (2) 位置図(新規掲載の場合のみ)
- (3) 法令等の許可等に関する書類の写し
- (4) 申請者が受入地を管理運営する者である場合は、受入地所有者等との関係が分かる契約関連等の書類
- (5) その他技術監理局長が必要と認めるもの。

(暴力団の排除)

第5条 次の各号に該当するものは、一覧表への掲載の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(不掲載)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、一覧表に掲載しない。掲載中のものは、掲載を取消すものとする。

- (1) この要領に定める事項を遵守できないおそれがあると認めるとき。
- (2) 受入中止、掲載辞退の申し出があったとき。
- (3) 第5条に該当するもの。
- (4) その他技術監理局長が必要と認めるとき。

(掲載期間)

第7条 掲載期間は、掲載日から直近の3月31日までの期間（最大1年間）とする。

- 2 掲載は年2回行い、4月掲載は前年度の12月1日（閉庁日の場合は、翌開庁日）から1月31日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までの申請を対象とし、10月掲載は、当該年度の6月1日（閉庁日の場合は、翌開庁日）から7月31日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までの申請を対象とする。

(掲載条件)

第8条 掲載条件は、次のとおりとする。

- (1) 建設発生土の受入れに伴う苦情又は紛争が生じていないこと。

事業者は、事業区域及び周辺地域の調査を十分行い、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

ア 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他公害の発生を防止すること。

イ 溢水防止、土砂等の流出防止その他安全を確保すること。土砂の崩落又は流出等の事故が発生した場合は、事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに関係機関等に連絡すること。

ウ 事業区域及び周辺地域における生活環境を保全すること。

エ 建設廃棄物等の受入れ中は監視員を常駐させ、入場車両等を適切に管理すること。

(2) 事業者は、安全かつ適正に受入れることができない状況になったときは、受入を辞退しなければならない。

(3) 事業者は、4月から9月までの受入量を10月に、10月から翌年3月までの受入量を4月に報告しなければならない。また、市からの要請があったときは、その時点における受入量を報告しなければならない。

(4) 事業者は、申請書類に関して行う現地調査及び設備・書類その他物件の調査に協力しなければならない。

(変更)

第9条 事業者は、申請内容を変更するときは、40日前までに変更申請書（様式—2）を提出し承認を得なければならない。ただし、受入費の変更は原則としてできない。

(中止等)

第10条 事業者は、受入を中止するときは中止届（様式—3）を、再開しようとするときは再開届（様式—4）を、それぞれ40日前までに提出しなければならない。なお、再掲載は、再開届受理後、掲載開始を決定した場合に行うものとする。

(辞退)

第11条 事業者は、一覧表への掲載を辞退するときは、掲載辞退届（様式—5）を提出しなければならない。また、掲載を辞退したときは、搬入予定者に対して速やかにその旨を周知しなければならない。

(警察への照会)

第12条 北九州市は、北九州市暴力団排除条例第6条に基づき、申請事業者について暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する企業（団体等）に関しての情報照会を福岡県警察に行うこととする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、申請に必要な手続き及びその他必要な事項は技術監理局長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成21年2月2日から施行する。
- 2 「建設発生土の最終処分場指定に関する要綱」を廃止し、この要領を適用する。施行日前に提出された申請については、この要領による申請とみなす。
- 3 この改正規定は、平成22年12月8日から適用する。
- 4 この改正規定は、平成24年6月1日から適用する。
- 5 この改正規定は、令和2年11月1日から適用する。
- 6 この改正規定は、令和3年12月1日から適用する。